

○福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

平成8年12月25日

条例第30号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 重点区域等（第7条—第14条）

第3章 雑則（第15条—第17条）

第4章 罰則（第18条—第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔でうつくしいまちをつくり、もって生活・交流都市としての快適な都市環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器及びたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第8号）第2条第3号に規定する製造たばこをいう）の吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類する物であつて、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ふん害 飼い犬及び飼い猫（以下「飼い犬等」という。）のふんにより、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年福井市条例第19号。以下「廃棄物条例」という。）第27条第2項に規定する公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚すことをいう。
- (3) 事業者 容器に収納する飲料を製造する者及び容器に収納した飲料を販売する者並びにたばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 回収容器 空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器を回収するための容器をいう。
- (6) 飼い主 飼犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）

(7) 喫煙 たばこを吸うこと、及び火のついたたばこを持つことをいう。

(8) 路上喫煙 道路等において、歩行中（停止を含む。）又は自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。）の乗車中に喫煙することをいう。

(9) 道路等 道路、広場、公園その他これらに準ずる屋外の場所をいう。

（市の責務）

第3条 市は、空き缶等の散乱及びふん害の防止に係る意識の啓発を図る等快適な都市環境を確保するための必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、空き缶等の散乱の防止についての消費者に対する意識の啓発に努めるとともに、空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器の回収及び資源化について、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器若しくは吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（飼い主の責務）

第6条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないように努めるとともに、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 飼い主は、公共の場所のうち、その良好な環境の保持に特に配慮する必要がある場所として規則で定める場所においては、飼い犬等にふんをさせないようにしなければならない。

第2章 重点区域等

（重点区域の指定等）

第7条 市長は、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要があると認められる区域を重点区域として指定することができる。

2 重点区域の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、廃棄物条例第7条第1項の福井市廃棄物減量等推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、重点区域を変更し、又はその指定を解除する場合に準用する。

(投棄の禁止)

第8条 市民等は、重点区域においては、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

(飼い主の回収義務)

第9条 飼い主は、重点区域においては、飼い犬等のふんを処理するための用具を携行し、飼い犬等が公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(回収容器の設置、管理等)

第10条 事業者のうち、重点区域において、容器に収納した飲料を自動販売機により販売するものは、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器の資源化に努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第11条 市長は、たばこの吸い殻の投棄を未然に防止する必要があり、喫煙により他人の身体及び財産を害するおそれ又は喫煙をしない市民等が他人のたばこの煙を吸わされるおそれがあると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 第7条第2項から第5項までの規定は、路上喫煙禁止区域の指定、変更又は解除について準用する。

(路上喫煙禁止区域内での喫煙の禁止)

第12条 市民等は、路上喫煙禁止区域内においては、路上喫煙をしてはならない。

(勧告)

第13条 市長は、第10条第1項の規定に違反している者に対して、期限を定めて、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、直ちに原状に復するよう命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市長は、第12条の規定に違反した者を現に確認した場合は、直ちに当該違反行為を中止するよう命ずることができる。

第3章 雑則

(報告の徴収等)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器の資源化の促進について、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は事業場の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第18条 第14条第2項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第20条 第14条第1項又は第3項の規定による命令に違反した者は、10,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。